

全世代型社会保障構築に向けての「基本的考え方」について

本会議の年末報告をまとめるにあたっては、総論部分の「基本的考え方」において、今後の人口動向や社会の変容を明らかにし、それに基づく「全世代型社会保障」の目指す社会の具体的な将来像と、それを実現していくために解決しなければならない課題について、国民に分かりやすく示していくべきと考えています。

この会議の座長をお引き受けするにあたり、あらためて過去の社会保障改革に関する主要な報告書を読み直してみました。そうした中で、今からもう四半世紀以上前の 1995 年に出された、社会保障制度審議会のいわゆる「平成 7 年勧告」で、「安心して暮らせる 21 世紀の社会をめざして」として、21 世紀、特にその前半に実現されるべき国民の生活の将来像を示しつつ、取り組むべき課題として、「子育て分野における家庭と仕事の両立、介護保障制度の確立、就業に中立的な社会保障、社会保障人材の確保、さらには、住宅・まちづくり」までをすでに網羅されているのを見て、その先見性に驚かされると同時に、私たちもしっかりしなくてはと思った次第です。

本会議においても、このような将来から見て「その通り」と評価されうる見通しを示すのでなければ、有識者の皆様に集まって御議論頂く意味はありません。そのためにも、5月 17 日の「議論の中間整理」で示されたように、2023 年、2024 年を見据えた短期的課題とともに、その先の 2040 年を視野に入れ、中期的、長期的な課題についてしっかりとした「時間軸」を持ち、さらに社会保障ニーズや利用可能資源の地域的差異を考慮した「地域軸」も踏まえて、計画的に取組を進めていくことのできるよう、各分野の課題を具体的に明示して、その課題解決と整合的な社会保障制度の全体像を示したいと考えています。

その際に大切なのは「全世代型」という基本理念です。これは、「国民は年齢に関わりなくその負担能力に応じて負担をし、かつ必要に応じて給付をうける」、という原則です。それはまた、年齢に関わりなく、社会保障制度を含む経済社会の支え手を増やし、かつ年齢に関わらずその必要とする給付や支援を充実していくということでもあります。そのような全体像のもとで、人口動態を含む経済社会の構造変化のもとで、持続可能な制度を各分野で確立するにはどうしたらよいかを、しっかりと議論し、提言をまとめて行きたいと考えています。